

## 令和6年度 実施方針の策定の見通しの公表について

鳥 取 県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定による公表は下表のとおりです。

特定事業 の名称	期 間	概 要	公共施設等の 立地	実施方針を 策定する時期	担 当
第2期鳥取県営 鳥取空港特定 運営事業等	20年間（予定） （実施契約に基づく延長 期間は、鳥取県及び運営 権者の合意による延長 5年以内（予定）に加え て、運営権者が希望する 期間だけ事業期間を延長 できる仕組みを検討中）	運営権者は、次に示す第2期鳥取県営鳥取 空港特定運営事業等を実施する。 1 空港特定運営事業 （1）空港運営等事業 （2）空港航空保安施設運営等事業 （3）環境対策事業 （4）その他附帯する事業 2 ビル施設等事業 （1）国内線ターミナルビル施設事業 （2）貨物ビル施設事業 （3）航空機給油サービス事業 （4）グランドハンドリング事業 （5）空港用地内及び空港用地外において 実施する任意事業	鳥取県鳥取市 賀露町及び 湖山町西	令和6年夏期 （予定）	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 交通政策課空港振興室 電話番号： 0857-26-7667